

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和7年第1回定例市議会追加提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

(3 月 2 7 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 2 4	調停の成立について	1

このほかの提出議案

議案番号 2 5 令和 7 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 2 4 号

調停の成立について

土地買取請求調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 事件名

大阪簡易裁判所令和 5 年（ノ）第 2 3 5 号土地買取請求調停事件

2 当事者

申立人

[REDACTED]

[REDACTED]

相手方 神奈川県横浜市西区高島 1 丁目 1 番 2 号 横浜三井ビルディング 5 階
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 高松 勝

大阪市北区堂島 1 丁目 6 番 2 0 号 堂島アバンザ 1 8 階

西日本高速道路株式会社

代表取締役 前川 秀和

藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

藤井寺市

市長 岡田 一樹

3 調停内容

- (1) 申立人は、本日【調停成立日】、相手方藤井寺市に対し、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を寄附する。
- (2) 申立人は、相手方藤井寺市に対し、本件土地につき令和 7 年 月 日限り、令和 7 年 月 日【調停成立日】寄附を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は相手方藤井寺市の負担とする。
- (3) 相手方藤井寺市は、申立人に対し、本件解決金として金 1 3 0 万円の支払義務のあることを認める。
- (4) 相手方藤井寺市は、申立人に対し、前項の金員を令和 7 年 月 日限り、下

記の振込先口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、相手方藤井寺市の負担とする。

記

金融機関 * * * * *
支 店 * * * * *
種 類 * * * * *
口座番号 * * * * *
口座名義 * * * * *

- (5) 相手方西日本高速道路株式会社は、申立人に対し、本件解決金として金 1 3 0 万円の支払義務のあることを認める。
- (6) 相手方西日本高速道路株式会社は、申立人に対し、前項の金員を令和 7 年 月 日限り、第 4 項記載の振込先口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、相手方西日本高速道路株式会社の負担とする。
- (7) 相手方藤井寺市と相手方西日本高速道路株式会社とは、本調停成立後、将来において、重複管理協定を改訂する場合又は一方の求めにより境界（あるいは測量点）を確認する場合は、相互に協力しなければならない。この場合において、境界（あるいは測量点）の確認に係る費用負担は、相手方藤井寺市及び相手方西日本高速道路株式会社との間で協議するものとする。
- (8) 申立人及び相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本調停条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (9) 調停費用は各自の負担とする。

以上

別紙

物件目録

所 在 藤井寺市津堂四丁目
地 番 4 9 4 番 2
地 目 田
地 積 3 9 m²

以上

